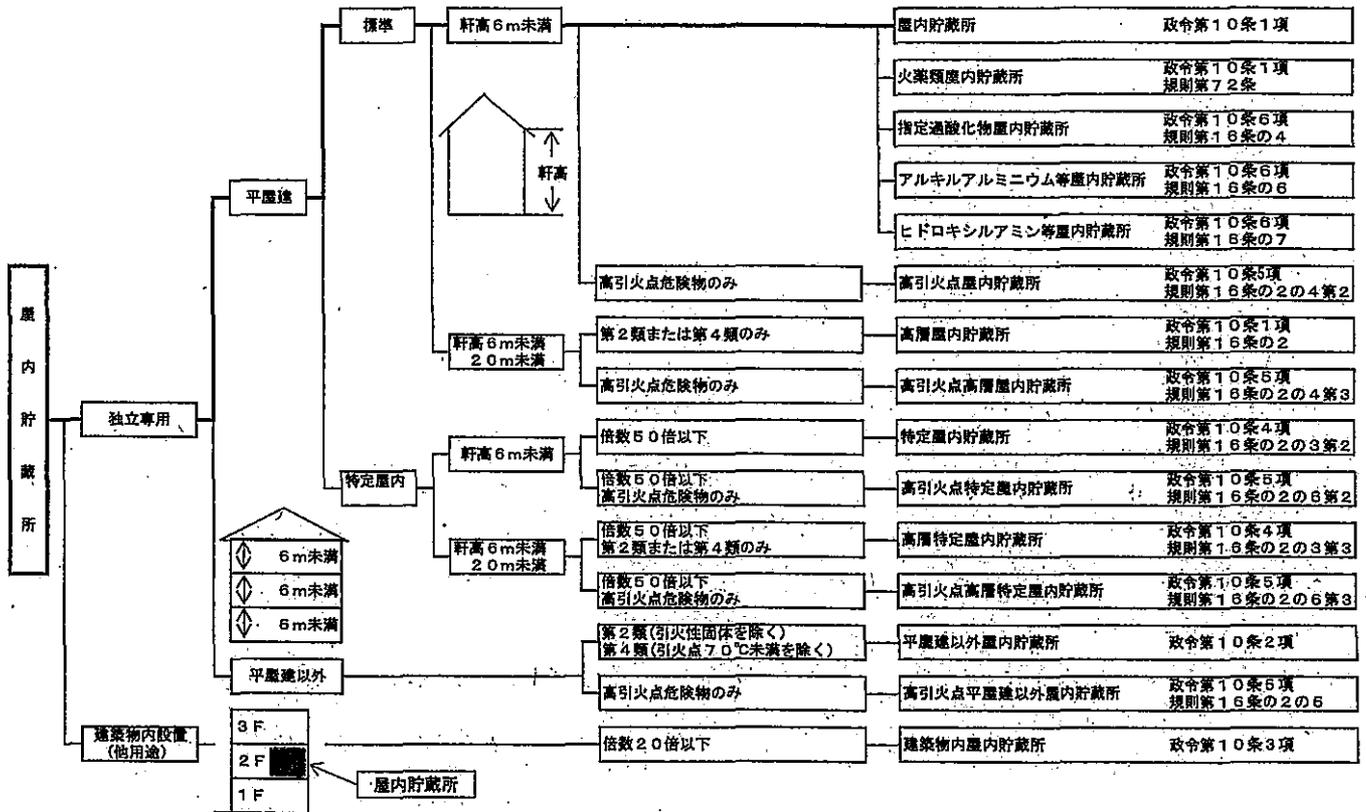


2 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

1 技術基準の適用

屋内貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、数量、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上次表のように区分される。

屋内貯蔵所の区分表



- (注) 1 * 1火薬類とは、規則第72条第1項に規定する危険物をいう。
 2 * 2指定過酸化物質とは、規則第16条の3に規定する危険物をいう。
 3 * 3アルキルアルミニウム等とは、第3類の危険物のうち、アルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 4 * 4ヒドロキシルアミン等とは、第5類の危険物のうち、ヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。
 5 * 5高引火点危険物とは、引火点100℃以上の第4類の危険物をいう。
 6 * 太線によるフローは、屋内貯蔵所の標準を示す。

2 設置場所

※ 漏れた危険物が他の場所へ流出したり、河川、湖沼等を汚染したりしない措置を講ずること。また、地震時等の危険を避けるために地盤の安定した場所に設置すること。

3 保安距離

屋内貯蔵所の位置は、政令第9条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によるものであること。

(政令第10条第1項第1号)

※ 原則として認定保安距離(政令第9条第1項第1号ただし書)は、適用しない。

4 保有空地

危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令（規則第14条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

（政令第10条第1項第2号）

区 分	空 地 の 幅	
	当該建築物の壁、柱、床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が5以下の屋内貯蔵所		0.5m以上
指定数量の倍数が5を超え10以下の屋内貯蔵所	1m以上	1.5m以上
指定数量の倍数が10を超え20以下の屋内貯蔵所	2m以上	3m以上
指定数量の倍数が20を超え50以下の屋内貯蔵所	3m以上	5m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋内貯蔵所	5m以上	10m以上
指定数量の倍数が200を超え屋内貯蔵所	10m以上	15m以上

※ 屋内貯蔵所が火災になった場合、又は周辺の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するための空地であり、かつ、消火活動等に使用する空地である。

4. 1 保有空地の特例

政令第10条第1項第2号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

（規則第14条）

4. 1. 1 指定数量の倍数が20を超える屋内貯蔵所（規則第72条第1項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に政令第10条第1項第2号の表に定める空地の幅の3分の1の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、3m未満とすることはできない。

（規則第14条第1号）

4. 1. 2 規則第72条第1項に規定する危険物とは、第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類若しくは硝酸塩類又はこれらのいずれかを含有するもの、第2類の危険物のうち硫黄、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの及び第5類の危険物のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物若しくは金属のアジ化物又はこれらのいずれかを含有するもののうち火薬類に該当するものをいう。

（規則第72条第1項）

※ 相互間の空地の幅は、それぞれがとるべき空地のうち大なる幅を基準として算出すること。

4. 1. 3 規則第 72 条第 1 項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う 2 以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互に 0.5m の幅の空地を保有することができる範囲までであること。

(規則第 14 条第 2 号)

※ 屋内貯蔵所の設置場所が河川に面している等、地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少なく、かつ、消火活動上支障がない場合は、政令第 23 条の規定を適用して空地の幅を減ずることができる。

4. 2 保有空地の起算点

保有空地の起算点は、別記「保安距離」の例によること。

※ 保有空地は平坦で、かつ、軟弱でないこと。

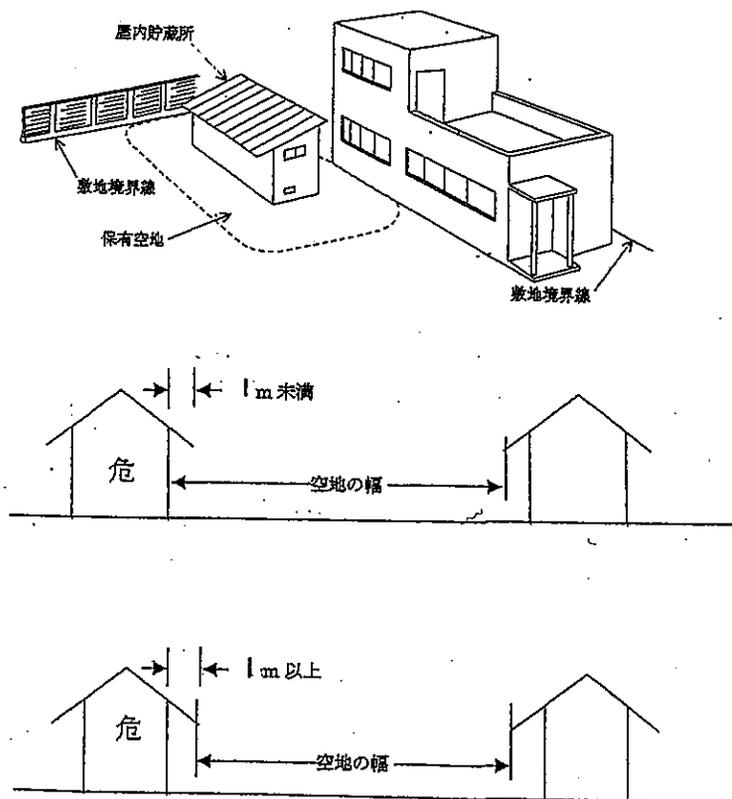
※ 保有空地内には、延焼防止、避難、消火活動等に支障のある工作物又は物品が存置されていないこと。

※ 保有空地は、屋内貯蔵所の構成部分であることから、当該屋内貯蔵所の所有者、管理者、占有者がその所有権、地上権、借地権を有していなければならない。

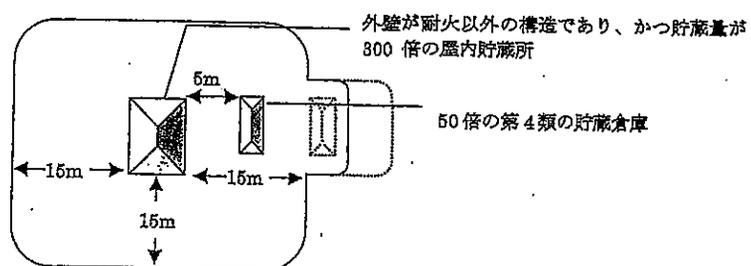
4. 3 保有空地内の植栽

保有空地内の植栽については、別記「保有空地内の植栽」によること。

保有空地の例



(保有空地の特例) 危規則第 14 条第 1 号に該当する場合



5 標識・掲示板

屋内貯蔵所には、総務省令（規則第17条・18条）で定めるところにより、見やすい箇所に屋内貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

（政令第10条第1項第3号）

なお、標識及び掲示板は、別記「標識・掲示板」によること。

6 貯蔵倉庫の形態

貯蔵倉庫は、独立した専用の建築物とすること。

（政令第10条第1項第3号の2）

7 貯蔵倉庫の軒高等

貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が6m未満の平家建とし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第2類又は第4類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令（規則第16条の2）で定めるものにあつては、その軒高を20m未満とすることができる（以下「高層倉庫」という。）。

（政令第10条第1項第4号）

貯蔵倉庫は、可燃性蒸気の滞留による引火、消火活動の困難さ、雨水等の侵入等を考慮してその床を地盤面以上に設けるとともに、万一、火災等の事故が発生した場合にその圧力等を上部に放出し、近隣建築物等への影響を小さくするために平家建とすることとしている。

また、貯蔵倉庫の地盤面から軒までの高さは、初期消火活動及び消防隊の地上からの放水による消火活動の困難性等を考慮に入れて、原則として6m未満とされている。

※ 「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷きあげた又は柱の上端までの高さとする。

※ 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも0.1m以上高くしたものをいう。

7. 1 高層倉庫の基準

政令第10条第1項第4号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準のすべてに適合する貯蔵倉庫とする。

（規則第16条の2）

7. 1. 1 貯蔵倉庫は、壁、柱、はり及び床を耐火構造とすること。

「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。

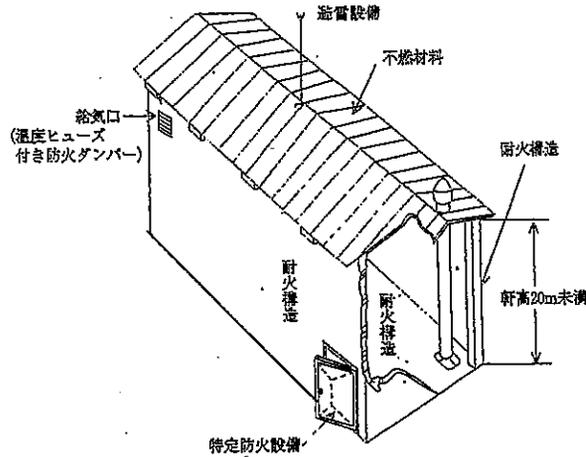
7. 1. 2 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、特定防火設備を設けること。

「特定防火設備」は、製造所の例による。

7. 1. 3 貯蔵倉庫には、規則第13条の2の2に規定する避雷設備を設けること。ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

※ 避雷設備は、JIS A4201「建築物等の雷保護」によること。

※ 「安全上支障がない場合」とは、製造所の例による。



8 貯蔵倉庫の床面積の制限

一の貯蔵倉庫の床面積は、1,000 m²を超えないこと。

(政令第10条第1項第5号)

なお、床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところ（建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）による。

9 貯蔵倉庫の構造

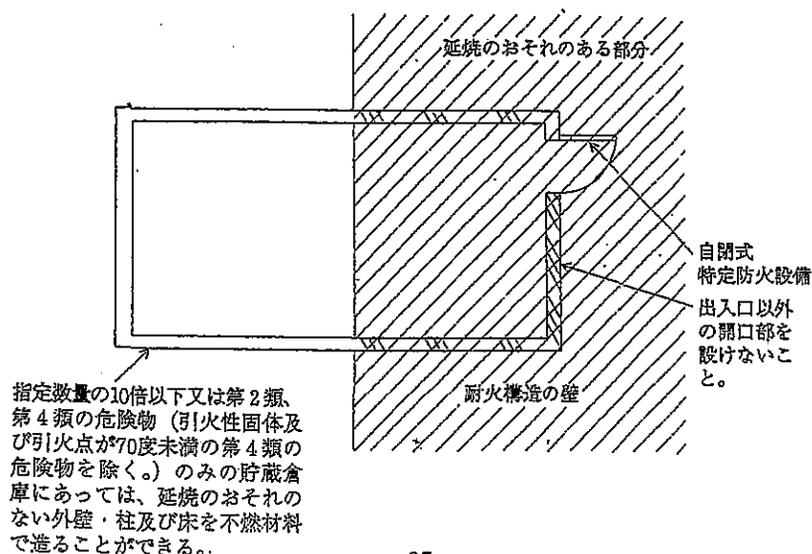
貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の10倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第2類若しくは第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

(政令第10条第1項第6号)

貯蔵倉庫の壁、柱、床は、火災の拡大防止の観点から、原則として耐火構造とすることとされている。

- ※ 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。
- ※ 「延焼のおそれのない外壁」とは、別記「延焼のおそれのある部分」の延焼のおそれのある外壁以外の外壁とする。

外壁の構造例



10 屋根

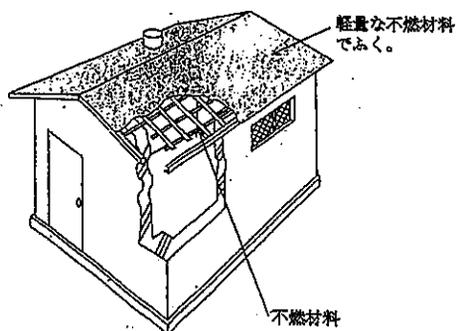
貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ、天井を設けないこと。ただし、第2類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く。）のみの貯蔵倉庫にあつては屋根を耐火構造とすることができ、第5類の危険物のみの貯蔵倉庫にあつては当該貯蔵庫内の温度を適温に保つため、難燃性の材料又は不燃材料で造った天井を設けることができる。

(政令第10条第1項第7号)

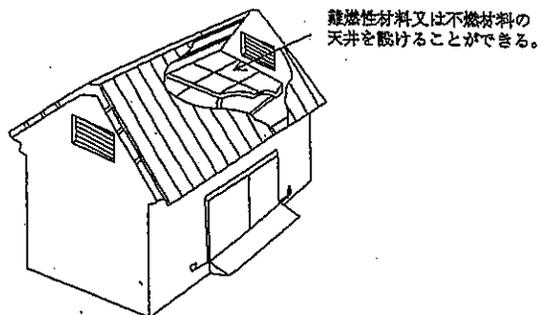
屋根は、貯蔵倉庫において、万一事故が発生した場合に、その圧力等を上方に放出させるために、原則として不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふき、天井を設けないこととされている。

- ※ 「屋根を不燃材料で造る」とは、別記「製造所」の例による。
- ※ 「金属板その他の軽量な不燃材料」とは、別記「製造所」の例による。
- ※ 「不燃材料」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。
- ※ 「屋根」から必要な採光をとる場合は、別記「製造所」の例による。

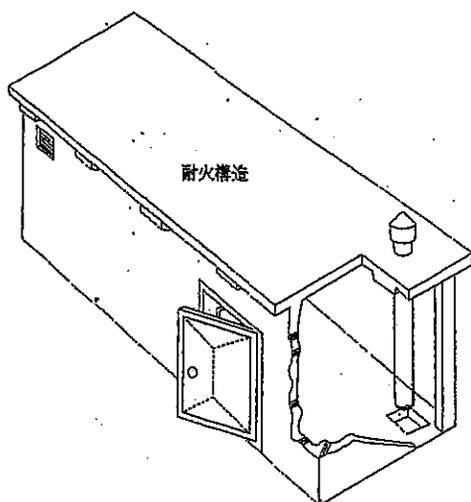
不燃材料の屋根の例



第5類の貯蔵倉庫の例



第2類の危険物（粉状のもの及び引火性固体を除く）のみの貯蔵倉庫の例



11 窓、出入口

貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

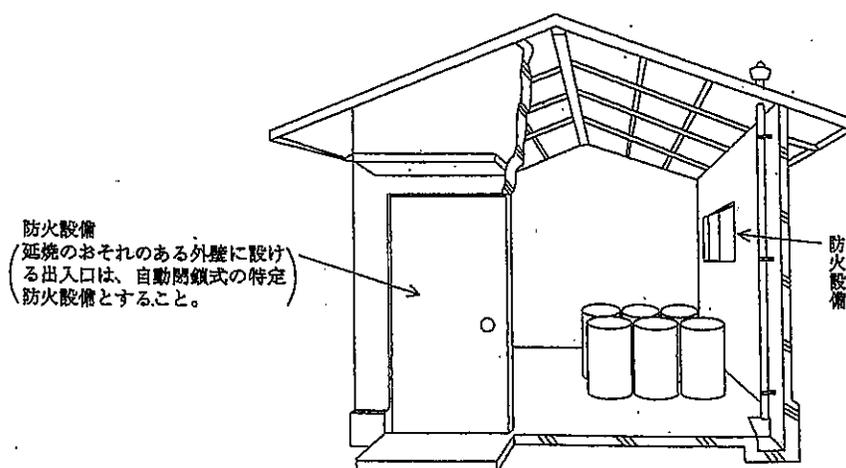
(政令第10条第1項第8号)

危険物を取り扱う建築物は、火災の危険性が大きいので、当該建築物の窓及び出入口も耐火構造等防火性能を有する壁体一体となって延焼防止の目的を達成するものでなければならないことから、当該窓及び出入口には防火設備を設けることとされている。

※ 特定防火設備及び防火設備は、製造所の例による。

※ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記「延焼のおそれのある部分」による。

窓及び出入口の例



12 網入ガラス

貯蔵倉庫の窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(政令第10条第1項第9号)

窓及び出入口に用いる網入ガラスは、火災の際に亀裂が出来ても容易に炎が通過する隙間が出来ないなどの防火上及び爆発時のガラスの飛散防止等を目的としている。

13 床の構造

第1類の危険物のうちアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含有するもの、第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の危険物のうち政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条

第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第4類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

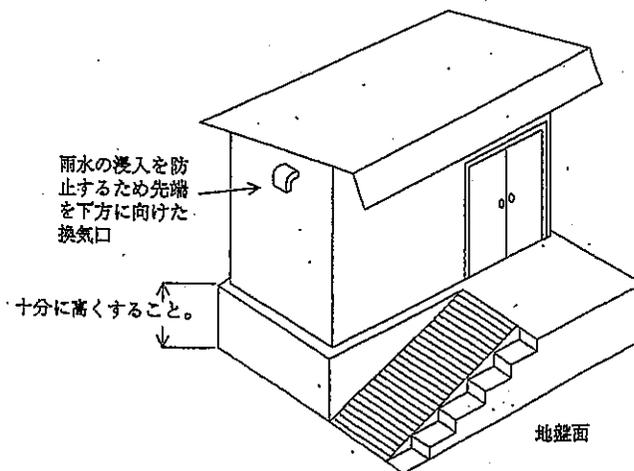
（政令第10条第1項第10号）

床の構造は、禁水性物品の危険物は、水と作用して発熱又は発火する性質を有するため、また、第4類の危険物は漏えいした場合に水に浮遊又は溶解し拡大する性質を有するため、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とするよう規定している。

※ 床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とは、床面をコンクリート造とすること等をいう。

※ 第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含むもの、第3類の危険物のうち禁水性物品の屋内貯蔵所にあつては、防湿のため床の上に通気性のある木製の台を設けることができる。

第3類の危険物の貯蔵倉庫の例



注 水との反応により発災危険が生ずる危険物の貯蔵倉庫は、雨水等が浸入しないよう床面を高くするなどの必要がある。

14 床の傾斜・貯留設備等

液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。

（政令第10条第1項第11号）

液状の危険物を取り扱う建築物において危険物が流出した場合に、その床面に危険物が浸透するのを防止するとともに、流出した危険物の拡大範囲を局限化し、回収等の事後措置を容易にすることを目的としている。

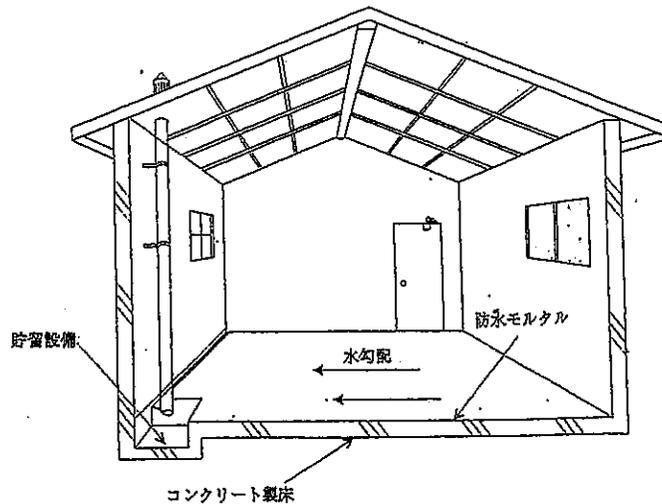
※ 危険物が浸透しない構造とは、製造所の例による。

※ 適当な傾斜とは、製造所の例による。

※ 貯留設備の構造は、製造所の例による。

※ 貯留設備の代替措置としては、出入口に高さ0.1m以上の敷居等を設けること等がある。

※ 排水溝の構造は、床面に漏れた危険物を貯留設備に導くための排水溝（幅及び深さ0.1m以上）を設けるとともに、滞水しないように勾配を付けること。



15 架台

貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令（規則第16条の2の2）で定めるところによるものであること。

（政令第10条第1項第11号の2）

15. 1 基準

政令第10条第1項第11号の2の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

（規則第16条の2の2）

- (1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。
「不燃材料」は、別記「不燃材料及び耐火構造」によること。
- (2) 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- (3) 架台には危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

15. 2 耐震対策

架台の耐震対策については、別記「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付消防危第125号）によること。

16 採光、照明、換気設備及び排出設備

貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が70℃未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

（政令第10条第1項第12号）

16. 1 採光及び照明設備の基準

「必要な採光」を屋根面にとる場合は、製造所の例による。

※ 照明設備を設けなくても危険物の取扱いに支障がなければ、採光設備を設けないことができる。

16. 2 換気設備及び排出設備の基準

換気設備及び排出設備については、別記「製造所等の換気設備、可燃性蒸気等の排出設備設置に係る運用基準」（平成20年3月14日付大消予第66号）による。

17 電気設備

電気設備は、製造所の例によること。

なお、詳細は、別記「製造所等の電気設備に係る運用基準」（平成20年3月28日付大消予第87号）によること。

18 避雷設備

指定数量の10倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令（規則第13条の2）で定める避雷設備を設けること。

（政令第10条第1項第14号）

貯蔵倉庫において、雷撃による火災の発生、施設の破損等を防止することを目的としている。

ただし、周囲の状況によって安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（政令第10条第1項第14号ただし書）

※ 「周囲の状況によって安全上支障がない場合」には、周囲の自己所有の煙突等（適法に避雷設備が設置されているものに限る。）があり、その保護角内にある場合で安全上支障がない場合をいう。

18.1 避雷設備の基準

避雷設備の基準は、JIS A4201「建築物等の雷保護」によること。

19 温度上昇防止装置等

第5類の危険物のうちセルロイドその他温度の上昇により分解し、発火するおそれのあるもので総務省令（未制定）で定めるものの貯蔵倉庫は、当該貯蔵倉庫内の温度を当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備を設けること。

（政令第10条第1項第15号）

※ 発火する温度に達しない温度に保つ構造例は、屋根を2重構造としたり、天井を設けて小屋うらに換気口を設ける等がある。

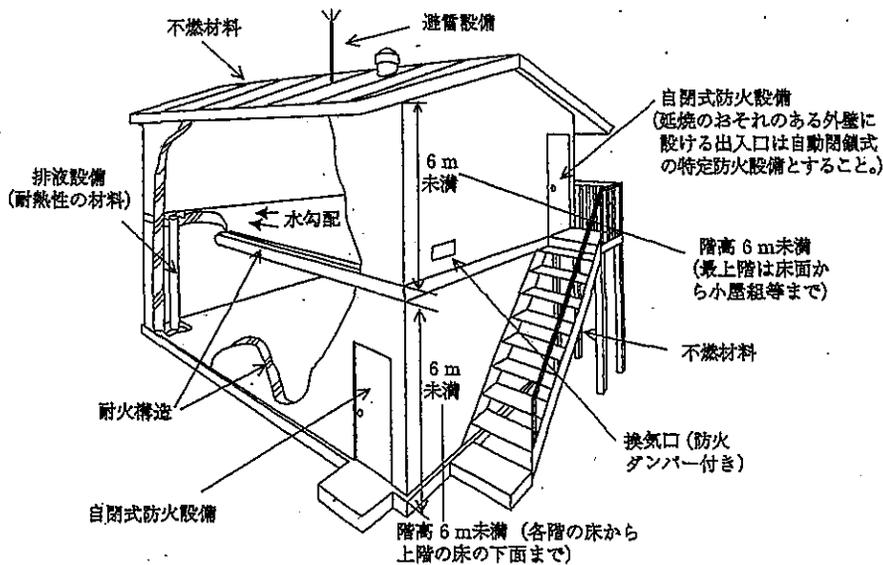
※ 第5類の危険物のセルロイドの着火温度は約130℃であり、古いものや湿気等をおびたものは周囲の温度の上昇により分解され、自然発火する危険性があるので、このようなおそれのあるものの貯蔵倉庫は、倉庫内の温度を上昇させないために冷房装置等の温度上昇を防止する設備等を設けることとされている。

2. 1 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所

1 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、危険物の性状又は消防活動上の困難性から平家建とすることが原則であるが、第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものは、平家建としないことができる。

平家建としないことができる貯蔵倉庫の例



2 設置場所

※ 漏れた危険物が他の場所へ流出したり、河川、湖沼等を汚染したりしない措置を講ずること。また、地震時等の危険を避けるために地盤の安定した場所に設置すること。

3 平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

屋内貯蔵所のうち第2類及び第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第10条第1項第1号から第3号の2まで及び第7号から第14号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(政令第10条第2項)

3. 1. 1 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さ（以下「階高」という。）を6m未満とすること。

（政令第10条第2項第1号）

- ※ なお、最上階における階高は、床面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さとする。

3. 1. 2 一の貯蔵倉庫の床面積の合計は、1,000㎡を超えないこと。

（政令第10条第2項第2号）

3. 1. 3 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。

（政令第10条第2項第3号）

- ※ 「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。
 ※ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記「延焼のおそれのある部分」による。

3. 1. 4 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、開口部を設けないこと。

ただし、耐火構造の壁又は防火設備で区画された階段室については、この限りでない。

（政令第10条第2項第4号）

- ※ 「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。
 ※ 「防火設備」は、別記「製造所」の例による。

3. 2 政令第10条第1項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第1号	保安距離
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第7号	屋根
第1項第8号	窓、出入口
第1項第9号	網入ガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光・照明・換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備

2. 2 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

1 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所

指定数量の倍数が 20 以下の屋内貯蔵所にあつては、他用途を有する建築物内の部分に設けることができるものである。

2 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準

屋内貯蔵所のうち指定数量の倍数が 20 以下のもの（屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設けるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第 10 条第 1 項第 3 号及び第 10 号から第 15 号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

（政令第 10 条第 3 項）

2. 1 屋内貯蔵所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物の 1 階又は 2 階のいずれか一の階に設置すること。

（政令第 10 条第 3 項第 1 号）

※ 「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」による。

※ 政令第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に 2 以上設置することができる。

※ 政令第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。

2. 2 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、床を地盤面以上に設けるとともに、その階高を 6 m 未満とすること。

（政令第 10 条第 3 項第 2 号）

※ 「床を地盤面以上」とは、周囲の地盤面よりも概ね 0.1m 高くしたものをいう。

2. 3 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の床面積は、75 m²を超えないこと。

（政令第 10 条第 3 項第 3 号）

2. 4 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（政令第 10 条第 3 項第 4 号）

※ 「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」によること。

※ 「これと同等以上の強度を有する構造」には、昭和 39 年建設省告示第 1675 号第 2 の 1 のへに適合する壁（厚さ 75 mm 以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。

2. 5 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

（政令第 10 条第 3 項第 5 号）

※ 特定防火設備は、製造所の例によること。

※ 「出入口」については、屋外に面してなくてもよい。

2. 6 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

(政令第10条第3項第6号)

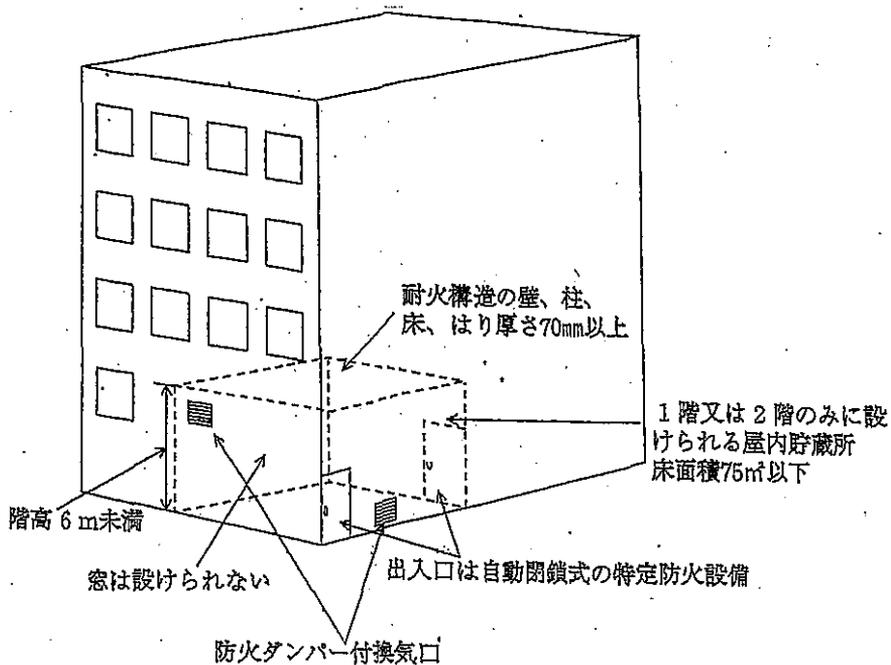
2. 7 建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

(政令第10条第3項第7号)

3 政令第10条第1項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備
第1項第15号	温度上昇防止装置等

階層設置の屋内貯蔵所の例



2. 3 特定屋内貯蔵所

1 特定屋内貯蔵所

指定数量の倍数が 50 以下の屋内貯蔵所（以下「特定屋内貯蔵所」という。）について、総務省令（規則第 16 条の 2 の 3）で、政令第 10 条第 1 項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例が定められている。

（政令第 10 条第 4 項抜粋）

※ この特例基準は、概していえば、保安距離、保有空地という位置の基準を緩和する代替措置として貯蔵倉庫の構造の基準を強化しているものである。

2 設置場所

※ 漏れた危険物が他の場所へ流出したり、河川、湖沼等を汚染したりしない措置を講ずること。また、地震時等の危険を避けるために地盤の安定した場所に設置すること。

3 特定屋内貯蔵所（軒高 6 m 未満）の基準

3. 1 指定数量の倍数が 50 以下の屋内貯蔵所（次の 4 に定めるものを除く。）のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、政令第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 8 号までの規定は適用しない。

（規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項抜粋）

3. 1. 1 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

（規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号）

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 5 以下の屋内貯蔵所	
指定数量の倍数が 5 を超え 20 以下の屋内貯蔵所	1 m 以上
指定数量の倍数が 20 を超え 50 以下の屋内貯蔵所	2 m 以上

※ 空地の起算点

空地の起算点は、別記「保安距離」の例によること。

※ 空地内の植栽

空地内の植栽については、別記「保有空地内の植栽」によること。

3. 1. 2 一の貯蔵倉庫の床面積は、150 m²を超えないこと。

（規則第 16 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号）

3. 1. 3 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。

(規則第16条の2の3第2項第3号)

※ 「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」によること。

3. 1. 4 貯蔵倉庫の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(規則第16条の2の3第2項第4号)

※ 「特定防火設備」は、製造所の例によること。

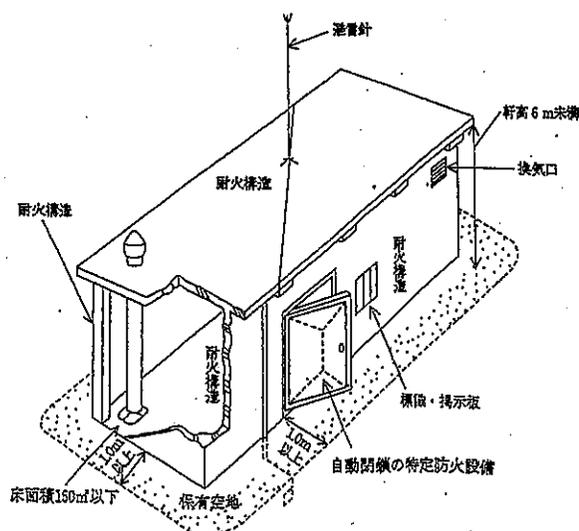
3. 1. 5 貯蔵倉庫には、窓を設けないこと。

(規則第16条の2の3第2項第5号)

3. 2 政令第10条第1項(平家建の独立専用屋内貯蔵所)を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態(独立専用)
第1項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入ガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備
第1項第15号	温度上昇防止装置等

貯蔵数量が指定数量の10倍の場合の特定屋内貯蔵所の位置と構造の例



4 特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

4.1 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所（貯蔵倉庫の軒高（政令第10条第1項第4号に規定する軒高をいう。以下同じ）が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が前記3.1.2から3.1.5までに掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号及び第5号から第8号までの規定は適用しない。

（規則第16条の2の3第3項）

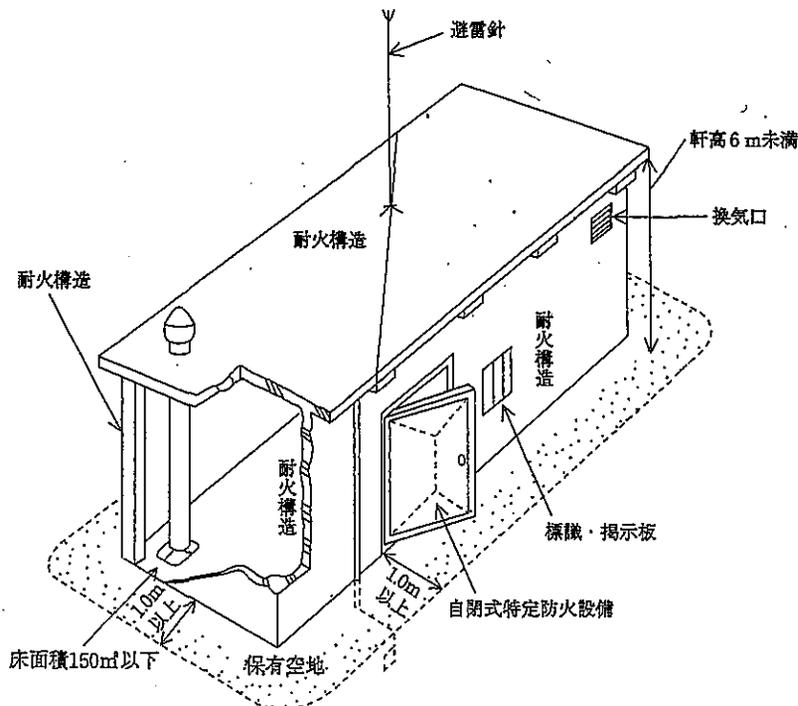
なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類は、第2類又は第4類の危険物のみに限られている。

（政令第10条第1項第4号ただし書抜粋）

4.2 政令第10条第1項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第2号	保有空地
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入ガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備

貯蔵数量が指定数量の10倍の場合の特定屋内貯蔵所の位置と構造の例



2. 4 高引火点危険物の屋内貯蔵所

1 高引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物（引火点が 100℃以上の第 4 類の危険物）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、総務省令（規則第 16 条の 2 の 4、規則第 16 条の 2 の 5、規則第 16 条の 2 の 6）で、政令第 10 条第 1 項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）、同条第 2 項（平家建以外の独立専用屋内貯蔵所）及び第 4 項（特定屋内貯蔵所）に掲げる基準の特例を定めている。

（政令第 10 条第 5 項抜粋）

2 設置場所

※ 漏れた危険物が他の場所へ流出したり、河川、湖沼等を汚染したりしない措置を講ずること。また、地震時等の危険を避けるために地盤の安定した場所に設置すること。

3 高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所（軒高 6 m 未満）の基準

3. 1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の 3. 1. 3 に定めるものを除く）のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 7 号から第 9 号まで及び第 14 号の規定は、適用しない。

（規則第 16 条の 2 の 4 第 2 項抜粋）

3. 1. 1 屋内貯蔵所（指定数量の倍数が 20 を超えるものに限る。）の位置は、規則第 13 条の 6 第 3 項第 1 号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例（高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設、及び特別高圧電線に係る保安距離は適用しない。）によるものであること。

（規則第 16 条の 2 の 4 第 2 項第 1 号抜粋）

3. 1. 2 貯蔵倉庫の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。

（規則第 16 条の 2 の 4 第 2 項第 2 号）

区 分	空 地 の 幅	
	当該建築物の壁、柱及び床が耐火構造である場合	左欄に掲げる場合以外の場合
指定数量の倍数が 20 以下の屋内貯蔵所		0.5 m 以上
指定数量の倍数が 20 を超え 50 以下の屋内貯蔵所	1 m 以上	1.5 m 以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋内貯蔵所	2 m 以上	3 m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所	3 m 以上	5 m 以上

※ 空地の起算点

空地の起算点は、別記「保安距離」の例によること。

※ 空地内の植栽

空地内の植栽については、別記「保有空地内の植栽」によること。

3. 1. 3 貯蔵倉庫は、屋根を不燃材料で造ること。

(規則第16条の2の4第2項第3号)

※ 「不燃材料」は、別記「不燃材料及び耐火構造」によること。

3. 1. 4 貯蔵倉庫の窓及び出入口には、防火設備または不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(規則第16条の2の4第2項第4号)

3. 1. 5 貯蔵倉庫の延焼のおそれのある外壁に設ける出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

(規則第16条の2の4第2項第5号)

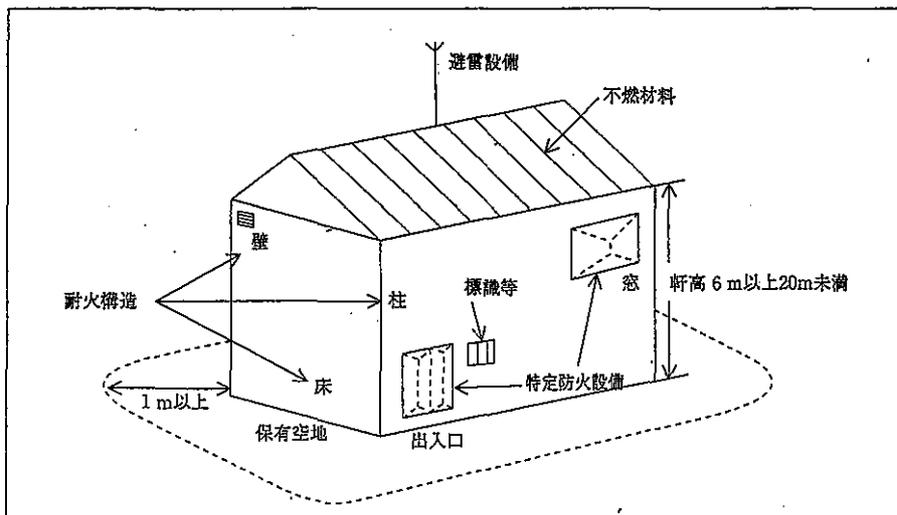
3. 2 政令第10条第1項(平家建の独立専用屋内貯蔵所)を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態(独立専用)
第1項第4号	貯蔵倉庫の軒高
第1項第5号	貯蔵倉庫の床面積の制限
第1項第6号	貯蔵倉庫の構造
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

4 高引火点危険物の平家建の独立専用屋内貯蔵所(軒高6m以上20m未満)の基準
高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所(貯蔵倉庫の軒高が6m以上20m未満のものに限る。)のうち、その位置が前記2. 1. 1に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号(保安距離)の規定は適用しない。

(規則第16条の2の4第3項)

貯蔵数量が指定数量の30倍の場合(高引火点の危険物を貯蔵する高層式屋内貯蔵所の例)



5 高引火点危険物の平家建以外の独立専用屋内貯蔵所の基準

5. 1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所のうち、その位置及び構造が次に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第2項においてその例による政令第10条第1項第1号、第2号、第7号から第9号まで及び第14号並びに政令第10条第2項第3号の規定は、適用しない。

(規則第16条の2の5第2項抜粋)

5. 1. 1 上記3. 1. 1から3. 1. 5に掲げる基準に適合するものであること。

(規則第16条の2の5第2項第1号)

5. 1. 2 貯蔵倉庫は、壁、柱、床、はり及び階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。

(規則第16条の2の5第2項第2号)

※ 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記「不燃材料及び耐火構造」によること。

※ 「延焼のおそれのある外壁」とは、別記「延焼のおそれのある部分」によること。

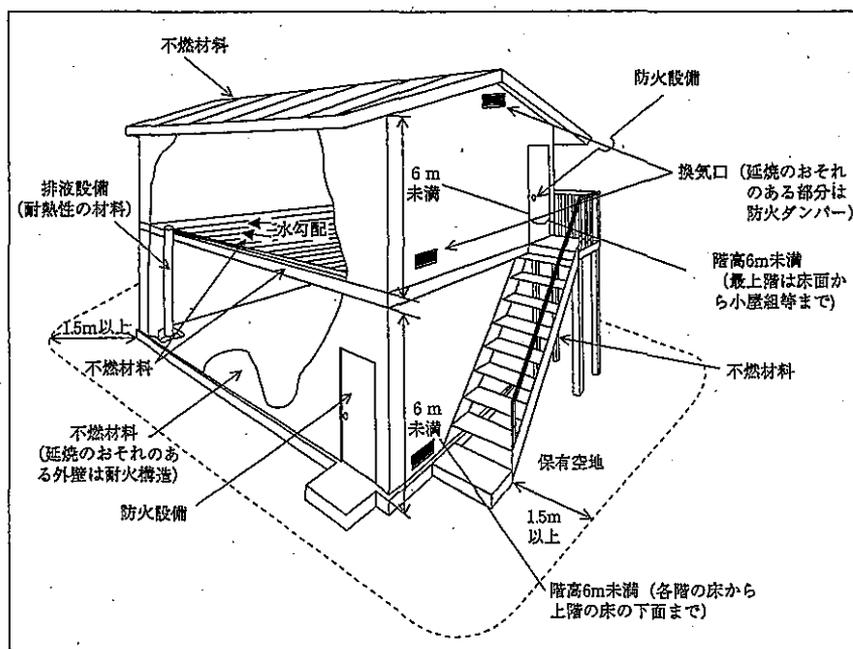
5. 2 政令第10条第1項(平家建の独立専用屋内貯蔵所)を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態(独立専用)
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

5. 3 政令第10条第2項(平家建以外の独立専用屋内貯蔵所)を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第2項第1号	貯蔵倉庫の階高等
第2項第2号	床面積の合計の制限
第2項第4号	床の開口部制限

貯蔵数量が指定数量の30倍の場合(高引火点の危険物を貯蔵する平家建以外の屋内貯蔵所の)



6 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m未満）の基準

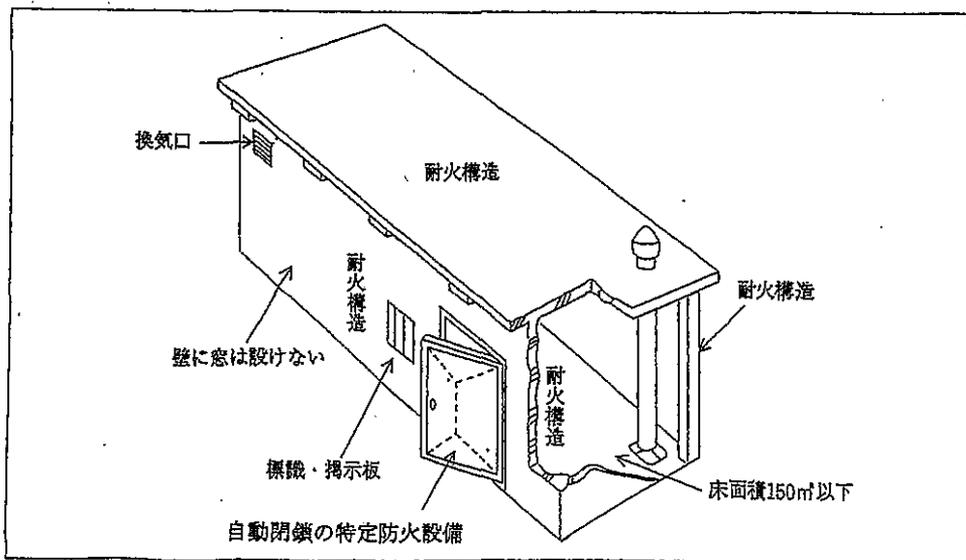
6. 1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（次の6に定めるものを除く）のうち、特定屋内貯蔵所2. 1. 2から2. 1. 5までに掲げる基準に適合するものについては政令第10条第1項第1号、第2号、第5号から第8号まで及び第14号の規定は、適用しない。

（規則第16条の2の6第2項抜粋）

6. 2 政令第10条第1項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）の適用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入ガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備

高引火点危険物の特定屋内貯蔵所の例



7 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6m以上20m未満）の基準

7.1 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（軒高が6m以上20m未満のものに限る。）のうち、その貯蔵倉庫が規則第16条の2の3第2項各号に掲げる基準に適合するものについては、政令第10条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までの規定は、適用しない。

（規則第16条の2の6第3項）

7.2 政令第10条第1項（平家建の独立専用屋内貯蔵所）を準用するものは次のとおりである。

適用規定	規定の内容
第1項第3号	標識及び掲示板
第1項第3号の2	貯蔵倉庫の形態（独立専用）
第1項第4号	貯蔵倉庫の軒高等
第1項第9号	網入ガラス
第1項第10号	床の構造
第1項第11号	床の傾斜・貯留設備等
第1項第11号の2	架台
第1項第12号	採光、照明、換気設備及び排出設備
第1項第13号	電気設備
第1項第14号	避雷設備

軒高6m以上20m未満の高引火点危険物の特定屋内貯蔵所の例

